

○観音寺市男女共同参画推進事業補助金交付要綱

令和3年3月31日告示第76号

(趣旨)

第1条 この要綱は、男女共同参画社会の実現を図ることを目的に、市内在住者等が主体的に行う男女共同参画の推進に寄与する事業に対し、予算の範囲内で観音寺市男女共同参画推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、観音寺市補助金等交付規則（平成18年観音寺規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、観音寺市男女共同参画推進サポーター登録要綱（令和3年観音寺市告示第 号）第6条の規定により、観音寺市男女共同参画推進サポーターとして登録されている者であって、市税の滞納が無いものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う男女共同参画の推進に寄与する事業であって、補助金の交付申請日の属する年度の2月末日までに完了する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、補助対象事業としない。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) この要綱に基づく補助金以外の補助を受けているもの
- (3) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とするもの
- (4) 反社会行為の助長その他公序良俗に反するおそれのあるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でないと認めるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、別表で定める経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助対象経費から除くものと

する。

- (1) 団体又は事業所の運営経費
- (2) 食糧費に相当する経費
- (3) 備品購入に係る経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助することが適当でないとする経費

3 参加費等の収入が生じる補助対象事業については、対象事業に要する経費から当該収入を減じた額を補助対象経費とする。

(補助金の額及び補助率)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の全額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

2 補助金の交付は、同一年度において、1補助対象者当たり1事業とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、観音寺市男女共同参画推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要とする書類

2 団体又は事業者に係る申請にあつては、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、観音寺市男女共同参画推進サポーター登録の際に提出したものと同一の場合は、添付を省略することができる。

- (1) 定款、団体規約、会則その他これらに類する書類の写し
- (2) 役員名簿（役員を置かない場合は、構成員名簿）

(補助金の審査及び交付決定)

第7条 市長は、前条の書類を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、観音寺市男女共同参画推進事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、事業終了後、直ちに観音寺市男女共同参画推進事業実績報告書（様

式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業実施報告書(様式第6号)
- (2) 収支決算書(様式第7号)
- (3) 領収書等の補助対象経費の支出を証明できる書類の写し
- (4) 補助対象事業実施時の写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条の報告書に基づいて補助金額を確定し、観音寺市男女共同参画推進事業補助金交付額確定通知書(様式第8号)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助対象者は、前条の通知を受けたときは、直ちに観音寺市男女共同参画推進事業補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第11条 補助対象者は、補助対象事業の執行及び補助対象経費の収支の状況に関する書類、帳簿等は、当該補助対象事業の終了した年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

2 市長は、補助金の適正かつ効率的な運用を図るため、必要があると認めるときは、前項の必要書類を検査することができる。

(補助金の交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助対象者が次のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は交付条件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不相当であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助対象者に対し、別

に期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

項目	経費の内容
報償費	講師等への謝礼
旅費	講師等に支払う交通費
需用費	消耗品費（各種材料費等） 印刷製本費（パンフレット、チラシ等の印刷費等）
役務費	通信運搬費（郵便料、送料等）
使用料・賃貸料	会場及び機器の借上料等
その他	その他市長が必要と認める経費